

運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

令和2年6月4日

公益社団法人全国運転代行協会

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（令和2年5月14日変更）、以下「対処方針」という）をはじめとする諸決定を踏まえ、運転代行業における新型コロナウイルス感染予防対策として、実施すべき基本的事項について策定したものである。

運転代行業は、飲酒運転根絶の受け皿として安全安心な社会を支える重要な公共サービスとして認知されており、対処方針においても、交通安全の確保の観点から、緊急事態宣言下においても、十分な感染拡大防止策を講じた上で事業の継続が求められている。

事業者は対処方針の主旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」と「講じるべき具体的な対策や対応」を踏まえ、当業界独自の業態等も考慮した創意工夫も図りつつ、感染予防に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすことが望まれる。

なお本ガイドラインは、今回の緊急事態宣言下のみならず、インフルエンザ等その他の感染症対策としても活用できるものである。

また、本ガイドラインの内容は、対処方針の変更等、適宜必要な見直しを行うものとする。

2 感染防止のための基本的な考え方

事業者側には取捨選択の余地が無い密室空間である利用者の自家用車を運転する業態の特性上、事前に自主的な感染予防対策の取り組みを進める事が業務従事者を守る為にも必要である。

三つのない「うつさない」「うつらない」「ひろめない」を目指して最大限の対策を講じる。

3 講じるべき具体的な対策と対応

厚生労働省を始めとする国、各地方公共団体等の既出資料を参照、活用しつつ、本ガイドラインでは当業界の業態に即した対策と対応を記す。

【運転代行業務における感染拡大防止対策（店舗・施設・利用者対策）】

（電話受付や配車等を事務所などで行う事を除く）

（事業者としての感染防止対策を講じている事が前提、別頁の通り）

1 利用者に対しマスクの着用の依頼をする。

運転代行随伴車両内に販売用のマスクを常備するなど、利用者に対してマスク着用を促せる態勢作りが望ましい。

2 その他各種対策を講じる。

- (1) 業務走行中、利用者の車両の窓ガラスの開放に対しては十分な説明を行って協力を得る。
- (2) 利用者に、後部座席での乗車を依頼する。
- (3) 立ち寄り先への同行禁止等、可能な限りの感染防止対策を講じる事。
- (4) 利用者が標準自動車運転代行業約款第4条12項『代行役務提供の拒絶』に該当する症状が明らかにみられる場合には、役務提供をすることができないことを丁寧に説明する。
- (5) 運転代行利用料金の収受は、金銭トレーを利用する。
- (6) 手袋を着用する。
- (7) 利用者等との接触を減らす。

3 ホテル等施設や飲食店内、施設等への立ち入りを極力控える。

- (1) 立ち入る場合には、その場所の感染防止対策に従う。
- (2) 利用者の呼び出し目的の場合は、携帯電話等可能な限り通信手段を用いる事。

4 標準自動車運転代行業約款第4条12項『代行役務提供の拒絶』について、事業所内でも周知徹底し、過剰な対応にならないよう留意し感染拡大防止に努める。

「利用者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る)の患者(これらの患者とみなされる者を含む)又は新感染症の所見のある者であるとき。」

【運転代行業務における感染拡大防止対策（事業所の対策）】

（店舗・施設・利用者対策は別頁の通り）

- 1 勤務時、通勤時もマスク着用を推奨する。
- 2 事務所を有する場合
 - (1) 出入口に（可能な限り外部に置くことが望ましい）手指消毒設備等を置き入退室時の消毒に努める。
 - (2) 従業員等は2メートルを目途に、一定の距離を保つように努める。
- 3 乗務前対面点呼を行っている事業者の場合には、飛沫感染防止の為、ビニールカーテンの設置等、適切な感染防止対策に努める。
- 4 事務所内の換気、設備消毒等、具体的な手段等については、厚生労働省を始めとする国、各地方公共団体の啓発資料を参考、活用する
- 5 運転代行業務中は、マスクと手袋の着用に努める。
- 6 一業務の度に、適切な製品を用いた手指、着用衣類の消毒を推奨する。
客車で乗務する従業員は、特に着用衣類の消毒を行う。
- 7 業態の特性上、運転代行随伴車両内で距離を取ることは不可能であることから、
 - (1) 待機中の窓の開放（業務走行中は別頁）
 - (2) 業務前・業務後の適切な製品等を用いた運転代行随伴車両内の消毒実施の徹底に努める。

【感染者及び濃厚接触者が確認された場合の対応】

(感染者とは保健所、医療機関等にて確定診断され、公式発表された者)

1 従業員やその家族であった場合

- (1) ただちに営業を休止することが望ましい。

「個人情報等を根拠に非公表の対応が予想されるが、不特定多数との接触や広範囲な行動範囲となる事から、感染拡大防止の観点からも迅速な公表が望ましい。」

- (2) 保健所、行政機関等の指示がある場合には従う。

- (3) 感染拡大防止の観点から、公式発表などによって感染者と接触機会が有り疑わしい接触があったと思慮される場合には、速やかに保健所、行政機関等へ情報を提供し指示を仰ぐ。

- (4) 従業員が感染者と診断された場合、または濃厚接触者と判定された場合には、事業主は直ちに（公社）全国運転代行協会に報告をし、同協会から国土交通省担当部局に直ちに報告をする。

「令和2年2月17日付 国土交通省自動車局旅客課発出 事務連絡」

- (5) 従業員が勤務でかかわった場所の消毒を行う。

- (6) 従業員に対し自宅待機をさせる。

- (7) 特に運転代行業務従事者の場合、業務時間内の立ち寄り先は広範囲にわたることが多いことから、運転（業務）日報、GPS 走行記録等を保健所、行政機関への提供も含め、感染拡大防止に協力する。

2 利用者及び業務依頼店舗であった場合

- (1) ただちに営業を休止することが望ましい。

「個人情報等を根拠に非公表の対応が予想されるが、不特定多数との接触や広範囲な行動範囲となる事から、感染拡大防止の観点からも迅速な公表が望ましい。」

- (2) 保健所、行政機関等の指示がある場合には従う。

3 取引先や立ち寄り先等で確認された場合

従業員への聞き取り調査を実施し疑わしい場合は、保健所、行政機関へ相談する。